

無期労働契約転換申込み受理通知書

\_\_\_\_\_  
殿

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

株式会社 \_\_\_\_\_

人事部長 \_\_\_\_\_ 印

あなたから平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日に提出された無期労働契約転換申込書  
については、受理しましたので、通知します。

# 無期労働契約転換申込み受理通知書

## 1 必要なとき

同一の使用者との間で、有期労働契約が通算で 5 年を超えて繰り返し更新された労働者から、無期労働契約転換申込みがあった場合、その事実を確認するため、労働者に交付することが推奨されており、参考様式が示されています。

## 2 根拠法令

労働契約法第 18 条

## 3 交付の時期

「無期労働契約転換申込書」を受理、必要に応じて事実関係を確認後、速やかに労働者に交付

## 4 記載上のポイント

様式の記載事項、提出先、体裁等を異なるものとするなど、使用者の実情に応じて変更することができます。

## 5 留意事項

- (1) 労働契約法第 18 条の要件を満たす労働者から無期転換の申込みがあったときは、使用者が申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約が成立したものとされるため、労働基準法第 15 条の規定に基づき、使用者は労働条件の明示が必要となります。
- (2) 無期労働契約転換後の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。
- (3) 「別段の定め」とは、労働協約、就業規則、個々の労働契約（無期転換に当たり労働条件を変更することについて労働者と使用者との間の個別の合意）が該当します。